

定 款

遠 州 ト ラ ッ ク 株 式 会 社

最終改定日；2020 年 6 月 19 日

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当会社は、遠州トラック株式会社と称する。
英文では ENSHU TRUCK CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 一般貨物自動車運送事業
 2. 貨物運送取扱事業
 3. 倉庫業
 4. 不動産売買、仲介および賃貸業
 5. 土木建築工事の設計施工および請負業
 6. 自動車整備事業
 7. 情報処理に関する研究開発およびソフトウェア販売事業
 8. 産業廃棄物処理業
 9. 労働者派遣事業
 10. 通関業
 11. 部品等製造および組立加工業
 12. 上記の各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

- 第 3 条 当会社は、本店を静岡県袋井市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、17,600,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規定)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を

作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

(取締役会規定)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2 前項の金銭には利息をつけない。